

平成 24 年度

資産等報告書審査意見書

平成 24 年 8 月 7 日
川崎町政治倫理審査会

川崎町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、川崎町政治倫理条例（平成 10 年条例第 11 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、川崎町長から審査を求められた「資産報告書の審査について（依頼）」（平成 24 年 6 月 15 日付川総庶第 30 号）により、審査会を開催し、意見を取りまとめたので、下記のとおり提出する。

記

1. 審査の対象

条例第 6 条第 1 項及び第 2 項に定める資産等報告書提出義務者
（町長、副町長、教育長、議員及びその配偶者：合計 37 名）

2. 審査の経過

回数	開催日時	開催場所	審査の概要
1	7 月 3 日	庁舎会議室 2	審査方法の協議及び資産報告書の審査
2	7 月 17 日	庁舎会議室 2	資産報告書の審査及び個別指摘事項の確認
3	7 月 31 日	庁舎会議室 2	資産報告書の最終審査、個別指摘事項の再確認及び審査意見書（案）作り
4	8 月 7 日	庁舎会議室 1	審査意見書の最終確認及び意見書提出

3. 審査の方法

各提出義務者より提出された資産報告書について、その記載内容が条例第 7 条（資産報告書の内容）、川崎町政治倫理条例施行規則第 4 条（資産等報告書の記入方法）に定める要領に則り記載されているか、また、記載内容について矛盾はないか等を審査し、さらには前年度の資産報告書との比較を行い、資産等の増減状況、またその原因等に着目しながら資産報告書の各項目に沿って審査を行った。

4. 審査の結果

各提出義務者は全員提出期限を遵守しており、報告書の内容についても真摯な態度でなされている。また記載内容についてもかなり正確なものとなっている。しかしながら、数名の報告者については記入漏れや記入欄の間違い等が見られ、今後も更に注意を促す必要がある。

以下に指摘事項を列挙する。

- ① 報告書に空白部分があり、該当なしなのか記入漏れなのか不明なもの
- ② 税等の納付状況の記載漏れ及び記載誤りのもの
- ③ 税等の納付状況の社会保険料欄の記載内容が統一されておらず、報告義務者によって記載内容に違いがあるもの
- ④ 普通預金が円単位まで正確に記入されていないと思われるもの
- ⑤ 訂正後に訂正印を押印していないもの
- ⑥ 修正液を使って訂正しているもの
- ⑦ 報告義務のない少額のものまで記載しているもの

なお、今回の資産報告書の記載内容からは、政治倫理基準に抵触するような事案は認められなかった。

5. 意見書

政治倫理条例に基づき、自らの資産等を公表し、政治家としての高潔さを明らかにするという意識は、少しずつではあるが、各報告義務者に浸透してきたと思われる。

今後は、記入誤りや記入漏れ等を無くしていくために、記載についての説明会をより詳細に行うとともに、条例第 6 条に規定されているように、町長等については町長に、議員については議長に報告書を提出する義務があるため、町長、議長はより一層正確な報告がなされるように指導されたい。

報告書は書いて提出すれば良いというものでなく、政治家としての倫理や政治家としての行動の高潔さを示すための一手段であるという認識を持たなければならないと考える。

当審査会は、川崎町の政治家にこの認識が定着するよう今後も細心の注意を持って審査に臨むものである。

6. 審査会からの要請

政治倫理基準として、条例第 3 条に町民全体の代表者であり奉仕者である町長等及び議員が遵守しなければならないことが規定されている。この規定を遵守することは当然であるが、町民一人ひとりが政治家の政治倫理に関心を持つと同時に、条例第 5 条に規定されている町民の責務についても広く町民に周知していただきたい。

7. むすび

以上、当審査会において、各委員が審査し、疑問点、今後の課題等を取りまとめた意見書をここに提出する。公正で開かれた住民参加型の町政が推進されるよう、及ばずながら委員一丸となって今後も努力することを申し述べたい。

平成 24 年 8 月 7 日

川崎町政治倫理審査会

会 長	久 保	正 敏
副会長	森 坪	和 久
委 員	矢 野	琢 磨
委 員	田 尻	律 子
委 員	坂 本	幸 子